

2024年度（令和6年度）

福山市教育委員会会議録（第2回）

【5月10日（金）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第2回）

1 招集年月日 2024年（令和6年）5月10日（金）
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 4名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	小 林 巧 平
出 席	2	神 原 多 恵
出 席	3	横 藤 田 晋
出 席	4	小 丸 輝 子
欠 席	5	児 玉 雅 治

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤 井 紀 子
学校教育部長	亀 山 貴 治
学校教育部参与	寺 田 拓 真
教育総務課長	亀 山 聰 子
政策調整官	手 島 智 幸
学事課長	笹 尾 孝 治
学びづくり課長	片 山 富 行

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	高 橋 香 織
教育総務課職員	土 屋 菜 摘
教育総務課職員	矢 野 果 穂 菜

【開会時刻 午後2時00分】

小林教育長

開会前ではありますが、傍聴の申し出がありますので、福山市教育委員会会議規則第14条の規定により、許可いたします。

それでは、ただいまから、2024年度（令和6年度）第2回福山市教育委員会会議を開会いたします。

本日の議案ですが、議第5号及び議第7号は人事案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議したいと考えます。

また、審議の順番について、議第5号は審議の都合上、議事日程どおり行い、議第7号は公開する案件の後としたいと考えますが、御異議はございませんか。

全教育委員

（異議なし）

小林教育長

ではまず初めに、日程第1 教育長報告についてです。

資料の1ページをお願いします。

4月18日から5月10日、本日までの間の報告をします。4月20日は、福山地区退職女性校長会（梅の実会）の総会が、東交流館でありました。22日は、広島県都市教育長会春の総会がリモートにより開催されました。議題は「不登校支援」で、福山市からは校内外フリースクール等にも行っておらず、担任が子どもに会えないなど、どこにも繋がっていない児童生徒に対する支援などについての取組を伝え、情報共有しました。この日から期首校長面談を始めています。23日は、福山地区保護司会の定時総会が神辺文化会館でありました。校長面談とあわせて、4月25日から学校訪問をしています。この日は鞆の浦学園と手城小学校を訪問しました。26日は、第8回世界バラ会議福山大会実行委員会が市役所60会議室で行われました。1年後の世界バラ会議福山大会に向けて話し合いが行われました。公開の会議になっていますので、報道機関等への報告があったところです。27日、福山市立西小学校の落成記念式典へ参加しました。西小学校の校舎は耐震改修ができない建物なので、新しく建替えをしました。午後からは、福山地区更生保護女性会の総会がすこやかセンターでありました。30日から5月2日までは校長面談と学校訪問を実施しました。5月7日は校長面談、9日は、長崎市で行われた、全国都市教育長協議会の定期総会並びに研究大会に参加しました。全国都市教育長協議会は、市町村の内、市の教育長、約800人中、約500人の参加がありました。私は教育部会に参加し、熊本県の2つの市の報告をききました。1つは合志市です。合志市は、隣の町に台湾のTSMCの半導体の企業が進出してきていて、人口が右肩上がりが増えており、学校の対応が間に合わないという事例でした。もう1つは上天草市です。上天草市は、熊本県の離島で島は橋で繋がっているけれど合志市とは反対に人口が減っている状況の中、ICTを活用しながら教育を進めているという事例の報告がありました。5月10日が本日、第2回教育委員会会議です。報告は以上です。

ご意見、ご質問はありませんか。

横藤田委員

世界バラ会議福山大会について日々話題が大きくなりつつあります。教育委員会会議の中で、世界バラ会議福山大会に向けての子どもたちの教育の取組で、各学校にバラの花壇を作るなどの報告があったと思います。その後、各学校で取組は順調に進んでいますか。

片山学びづくり課長

世界バラ会議福山大会が来年度開かれるということで、昨年度はその事を周知し、今年度はカリキュラムの中に取組を位置づける年になります。昨年度から世界バラ会議福山大会に向けたプロジェクトを希望する41校が、バラの苗を植えるなど、順調に進んでいます。

小林教育長

バラ花壇の取組をしている学校があり、この大会に向けた準備を進めている状況です。
他にご意見、ご質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

小林教育長

それでは、次に、日程第2 議第3号 2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針についてを議題とします。
説明をお願いします。

片山学びづくり課長

2ページをお開きください。
議第3号 2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針についてです。
3ページをご覧ください。1、採択方針です。教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択します。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択します。
2、採択する教科用図書についてです。（1）小学校用教科用図書は、全ての教科用図書について2024年度（令和6年度）と同一の教科用図書を使用します。（2）中学校用教科用図書は、全ての教科用図書について、今年度新たに採択します。（3）小中学校等の特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を毎年度採択します。
なお、5ページ資料1には、検定・採択・使用開始の年度を記載しています。
3ページにお戻りください。4、採択の観点についてです。採択に当たっては、次にお示した（1）（2）の観点に基づき、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行い、最も適切なものを採択します。（1）中学校用教科用図書については、「ア 知識及び技能の習得」「イ 思考力、判断力、表現力等の

育成」「ウ 主体的に学習に取り組む工夫」「エ 内容の構成・配列・分量」「オ 内容の表現・表記」を観点とします。(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、「ア 内容の特徴・程度」「イ 内容の構成・配列・分量」「ウ 内容の表現・表記」「エ 印刷・製本の状態」を観点とします。

5、採択手順についてです。手順については、6ページ資料2、中学校等で使用する教科用図書の採択手順、7ページ資料3に、特別支援学級で使用する教科用図書の採択手順をフロー図でお示ししています。以上です。

小林教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

神原委員 5ページ2「検定・採択の周期」の一覧ですが、「採択」の欄に印がある年が、教育委員会議で採択をする年ということですか。

片山学びづくり課長 「採択」の欄に印がある年に教科書採択を行います。

神原委員 今年は、中学校の「採択」欄に印があるので、中学校用教科書図書を採択し、来年は、「高等学校主として低学年用」の「採択」欄に印があるので、高等学校低学年用の教科書採択を行うということですか。

片山学びづくり課長 高等学校は毎年、高等学校が教科選定会議をかけて認定しております。高等学校から申請があったものを教育委員会議で採択していくことになり、高等学校の選定については例年通り毎年行われます。

神原委員 検定・採択の周期の一覧表は、福山市教育委員会のものではなく、どこかからの表を使っていますか。

片山学びづくり課長 全国どこでも同じように採択をしないといけないということです。高等学校に関しても同じです。

神原委員 毎年すごく違和感があります。例えば、今日の審議だと「中学校用教科書の採択」ですが、色々なことが盛り込まれている周期の一覧表が載っているため、わかりにくいなと思いましたが事情はわかりました。

横藤田委員 福山市に関するものを載せたらいいと思います。
学びづくり課長の話だと高等学校は「毎年採択している」ということでしたが、全ての年の「採択」欄に印がありませんが、なぜですか。

小林教育長 高等学校のところは、「採択」欄を見ていただくと、低学年が2020年度(令和2年度)、2021年度(令和3年度)に印があり、中学年用が2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)、高学年用が2022年度(令和4年度)、2023年度

(令和5年度)となっており、3学年が学年ごとに毎年採択を行っているということです。中学校は、2024年度(令和5年度)の前が2020年度(令和2年度)、小学校2023年度(令和5年度)の前が2019年度(令和元年度)です。小中学校は4年ごと、高等学校も4年ごとですが、学年ごとに「採択」欄を見ると毎年行っているということです。

片山 学びづくり課長
小林 教育長

ご意見いただいたように、整理します。

他にご意見、ご質問はありませんか。

横藤田 委員

教育委員会会議で採択する日程はいつも2日連続ですが、間をあけることはできますか。今年はいつの予定になっていますか。

片山 学びづくり課長

今年度は7月31日です。時間は午前9時からとなり、1日を予定しています。

前回の小学校の際は、高等学校もあったので少し長くなっていましたが、今回の中学校の改定は、前回の改定の時とは違い、教科書自体の内容は特に大きな変更はありません。小学校と同様、前回の決定ではGIGAスクール構想の前の段階でしたので、デジタル教材がありませんでした。新たな部分としては、「QRコードがあって資料が増えている」「QRコードをかざして動画が観ることができる」というところになります。

小林 教育長

他に、何かありますか。

全教育 委員

(なし)

小林 教育長

ないようですので、お諮りします。

議第3号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育 委員

(異議なし)

小林 教育長

御異議ないようですので、議第3号は原案どおり可決しました。

それでは、次に、日程第3 議第4号 2025年度(令和7年度)に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針についてを議題とします。

説明をお願いします。

片山 学びづくり課長

8ページをご覧ください。議第4号 2025年度(令和7年度)に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針についてです。

9ページをご覧ください。1、採択方針です。2行目の後半、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、福山中学校及び福山高等学校の生徒に最も適切な

教科用図書を採択します。2、採択する教科用図書についてです。

(1) 福山中学校用教科用図書、全ての教科用図書について、採択します。(2) 福山高等学校用教科用図書、全ての教科用図書について、毎年度採択します。4、採択の観点についてです。採択に当たっては、文部科学省の示す一般的指導事項及び福山中高等学校の教育課程に照らして検討し、最も適切なものを採択します。

なお、福山中学校用教科用図書の採択に当たっては、(1) 知識及び技能の習得、(2) 思考力、判断力、表現力等の育成、(3) 主体的に学習に取り組む工夫、(4) 内容の構成・配列・分量、(5) 内容の表現・表記の観点に基づいて調査研究を行います。5、採択手順についてです。11ページ、資料をご覧ください。手順や教科書選定会議、調査員の事務内容を記載しております。以上です。

小林教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

横藤田委員 9ページの採択手順1のところですが、「福山中・高等学校は、校長、教頭及び校長が選任する教諭」となっています。11ページを見ると、「校長、教頭、校長が選任する教諭」となっていて、ここが非常にわかりづらいです。同じ内容のことだと思いますが、11ページと9ページで表現方法が違って、意味も違ってくると思います。

片山学びづくり課長 9ページと11ページで表記の方法を統一します。

横藤田委員 意味合いからすると、11ページが正しい表記だと思います。

小林教育長 「校長が選任する教諭」で、「教頭と校長が選任する教諭」ではないです。

神原委員 校長と教頭と教諭が同位置に立つと思うので、「校長及び教頭並びに校長が選任する教諭」が公文書的だと思うので、ぜひ調べてみてください。

片山学びづくり課長 ありがとうございます。整理して見直そうと思います。

小林教育長 他にございますか

横藤田委員 表現方法の違いだけの話ですが、4ページの福山市立中学校は、6番「開かれた採択の推進」という表現になっています。高等学校は「情報公開」となっていて、書いてあることは全く一緒であるため統一した方が良いと思います。

片山学びづくり課長 教育委員会会議や、選定委員会、調査委員会など、できるだけ情報を開示して欲しいという声があり、議事録など途中の過程も公開するようにした経過があって、4ページにある「開かれた採択の推進」という言葉を使っています。高等学校に関しては、高等学校が自分たちの採択に関しての情報公開をしているということで「情報公開」という表現になっています。今後、文言の整理をします。

小林教育長	他にご意見はございますか。
横藤田委員	市立中・高等学校は保護者が加わって教科書選定委員会をす なっているが、実際に保護者は入っていますか
片山学びづ くり課長	P T A会長などを交えて選定しています。
横藤田委員	一般の学校は保護者の声はきかないけど、市立中・高は保護者の 声を入れるというのはどうでしょうか。
片山学びづ くり課長	福山高校の採択は、高校のビジョンと教育課程を照らし合わせた 独自のもので、保護者の意見というよりも、9 ページ、4 採択の観 点（1）～（5）に基づいて議論されています。
横藤田委員	会議にはP T A会長が出席されて意見を言われることもあります か。
片山学びづ くり課長	教科書選定会議は非公開で、教育委員会は入っていないのでわか りません。委員には入っているのは聞いていますが、どのような議 論が行われているかは把握しておりません。
横藤田委員	採択の手順で「福山高等学校の生徒の保護者のうち校長が指名す る者から意見を聴くものとする」と記されているということは、意 見は聞かなければいけないということになりますね。
小林教育長	保護者が選定会議に入っているかの確認はできますか。
片山学びづ くり課長	確認はできます。
小林教育長	確認をして回答します。
横藤田委員	はい。
小林教育長	他にご意見はございますか
横藤田委員	1 2 ページの福山市立中学校及び福山市立福山高等学校用教科用 図書採択事務に関する要綱 第 5 条 選定会議に会長及び副会長 1 人 を置き委員の互選により定めるとありますが、会長は校長先生が務 められますか。
片山学びづ くり課長	会長は校長がされることが多いです。
横藤田委員	副会長は、教頭先生ですか。
片山学びづ くり課長	そうです。教頭が多いかと思います。
小林教育長	他にご意見はございますか。

片山学びづ くり課長	先ほどの教科書採択の日程ですが、7月31日は中学校の教科書採択、7月25日は福山中・高の教科書採択です。よろしくお願いします。
小林教育長	他に、何かありますか。
全教育委員	(なし)
小林教育長	ないようですので、お諮りします。 議第4号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
小林教育長	御異議ないようですので、議第4号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第4 議第5号 福山市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱についてを議題とします。 当該案件は人事案件のため、秘密会とします。 傍聴人は一旦退席してください。 (非公開部分) それでは、これより公開とします。 (傍聴人再度入室)
片山学びづ くり課長	先ほど、福山中・高等学校の教科書選定会議に保護者が含まれているかという質問がありましたが、中学校、高等学校両方とも選定会議に保護者が入っています。よろしくお願いします。
小林教育長	それでは、次に、日程第5 議第6号 福山市中学校用教科用図書選定委員会への諮問についてを議題とします。 説明をお願いします。
片山学びづ くり課長	15ページをご覧ください。 議第6号 福山市中学校用教科用図書選定委員会への諮問についてです。 16ページをご覧ください。福山市中学校用教科用図書選定委員会への諮問内容です。本市の学校教育の推進に最もふさわしい教科用図書を採択していくため、それぞれの特徴を整理した資料を作成し、7月31日までに答申をしていただくように教育長から諮問いたします。以上です。

小林教育長 | ご意見、ご質問はありませんか。

神原委員 | 16 ページ一段落目のところや要綱や方針について、文中に句読点が多いので見直された方が良いでしょう。

片山 学びづくり課長 | 句読点について整理します。

小林教育長 | 他に、何かありますか。

全教育委員 | (なし)

小林教育長 | ないようですので、お諮りします。
議第6号は、一部整理する条件で可決してよろしいでしょうか。

全教育委員 | (異議なし)

小林教育長 | 御異議ないようですので、議第6号は一部整理する条件で可決しました。
それでは、これより秘密会とします。
傍聴人は退席してください。
(傍聴人退席)

(非公開部分)

予定しておりました議案はすべて審議いたしました。他に何かありますでしょうか。

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。
なお、次回の教育委員会会議は、5月29日(水)午後2時からを予定しています。

本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

【閉会時刻 午後3時00分】